

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和5年10月25日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいい、海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。以下 [10] において「運用規程」という。）に定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して保険契約を締結する場合にあつては平均RCF残高（運用規程に定めるものをいう。）に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。））当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) dは、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含まれる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の子会社の貸付金等又は借入金等の償還に対する保証を行う場合</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいい、海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。以下 [10] において「運用規程」という。）に定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して保険契約を締結する場合にあつては平均RCF残高（運用規程に定めるものをいう。）に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。））当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) dは、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含まれる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の子会社の貸付金等 <u>（貸付金約款において規定する「貸付金等」を</u></p>	

<p>は、0.25とする。</p> <p>③ <u>本邦法人又は本邦人が、債務者（SPC等は除く。）となる場合であって、貸付金等又は借入金等が運用規程第5条第9号ロに該当する事業に係るものであるときは、0.25とする。</u></p> <p>④ <u>その他の場合は、1.0とする。</u></p>	<p><u>いう。）又は借入金等（保証約款において規定する「借入金等」をいう。）の償還に対する保証を行う場合は、0.25とする。</u></p> <p>③ <u>その他の場合は、1.0とする。</u></p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年11月13日から実施する。</u></p>		